

久留米市総合計画策定会議等設置要綱

(設置)

第1条 本市の新しい総合計画を構成する基本構想、基本計画、実施計画及び国土利用計画の策定事務の円滑な推進を図るため、庁内に次の組織を設置する。

- (1) 久留米市総合計画策定会議（以下「策定会議」という。）
- (2) 久留米市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）

(所掌事務)

第2条 策定会議は、次に掲げる事務について審議及び総合調整を行う。

- (1) 総合計画の原案の策定に関すること
- (2) 総合計画の策定に係る基本的な方針に関すること
- (3) その他総合計画策定に関し必要な事項に関すること

2 策定会議は、総合計画の策定に関し、久留米市行政会議規程第3条に定める政策会議の機能を兼ねるものとする。

(組織及び会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 策定会議の会長は市長を、副会長は助役をもって充てる。
- 3 会長は、策定会議を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 策定会議は会長が召集し、会議の議長となる。

(策定委員会)

第4条 策定会議に付議する事項のほか、策定会議の所掌する事務を円滑に処理するため、策定会議に策定委員会を置く。

- 2 策定委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定委員会の会長は企画財政部長を、副会長は総務部長をもって充てる。
- 4 会長は、策定委員会を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 6 策定委員会は会長が召集し、会議の議長となる。

(策定部会)

第5条 総合計画策定に係る専門的事項及び各部横断的事項に関し、調査、研究及び検討作業を行うため、策定委員会に策定部会を置くことができる。

- 2 策定部会は、策定委員会の会長が指名する者及び策定委員会の要請に応じて各部局長が推薦した者で構成する。
- 3 各々の策定部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、策定委員会の会長が指名する。
- 5 部会長は、各々の策定部会を総理し、会議を招集する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第6条 策定部会が所管する事項に関し、より専門的・具体的な検討・調整を行うため、各々の策定部会にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、各々の策定部会の要請に応じて各部各所属長が推薦した者で構成する。

(部局等の対応)

第7条 総合計画策定作業の円滑な推進を図るため、各部局等は、部局等内部における策定体制を整備するとともに、策定会議、策定委員会等の業務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

- 2 計画策定作業の推進にあたって、担当業務などを通じて、多くの職員が総合計画策定過程に参加できるよう、配慮するものとする。

(事務局)

第8条 策定会議、策定委員会、策定部会及びワーキングチームの庶務は、企画財政部企画調整課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議等の組織及び運営に関し必要な事項は、それぞれの会長等が別に定める。

- 2 策定会議等は、本市の新しい総合計画を構成する諸計画の策定又は見直しの完了をもって解散する。

久留米市総合計画審議会の開催状況など

○平成17年9月17日（土）

第1回総合計画審議会

（会議内容）

- ・総合計画審議会への諮問
- ・委嘱状交付
- ・久留米市新総合計画の概要について
- ・現計画のフォローアップについて

○平成17年10月19日（水）

第2回総合計画審議会

（会議内容）

- ・総合計画基本計画見直し骨子案について
- ・今後の主なスケジュールについて（パブリックコメントの実施）

○平成17年11月4日（金）～12月1日（木）

久留米市新総合計画基本計画見直し（骨子）案パブリックコメントの実施

（閲覧場所）

企画調整課・1F行政資料コーナー・総合支所地域振興課・市民センター・HP

○平成17年12月15日（木）

第3回総合計画審議会

（会議内容）

- ・パブリックコメントの結果及び地域審議会の意見等の概要について
- ・久留米市の財政状況について
- ・総合計画基本計画（案）について

○平成18年1月6日（金）

第4回総合計画審議会

（会議内容）

- ・基本計画原案に対する意見とその対応について
- ・答申案について

○平成18年2月14日（火）

久留米市総合計画審議会答申

附 則
この要綱は、平成10年7月17日より施行する。

附 則
この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則
この要綱は、平成11年5月20日より施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附 則
この要綱は、平成17年6月1日より施行する。

別表1 策定会議の構成（26名）

久留米市市長	久留米市助役（2名）	久留米市収入役
久留米市企業管理者	久留米市教育長	企画財政部長
総務部長	市民部長	人権担当部長
男女平等推進担当部長	健康福祉部長	環境部長
農政部長	商工労働部長	文化観光部長
都市建設部長	下水道部長	子育て支援部長
水道ガス部長	教育部長	消防本部消防長
田主丸総合支所長	北野総合支所長	城島総合支所長
三潁総合支所長		

別表2 策定委員会の構成（28名）

企画財政部長	総務部長	企画調整課長
財政課長	広報広聴課長	総務部次長
人事厚生課長	行政改革推進課長	市民部次長
健康福祉部次長	保健所準備担当次長	環境部次長
農政部次長	商工労働部次長	文化観光部次長
都市建設部次長	下水道部次長	子育て支援部次長
水道ガス部次長	教育部次長	消防本部次長
田主丸総合支所次長	北野総合支所次長	城島総合支所次長
三潁総合支所次長	地域政策課長	中核市準備室長
政策企画主幹		

久留米市総合計画策定会議開催状況

(委員：26名)

○平成17年6月14日(火)

第1回総合計画策定会議

(会議内容)

- ・久留米市総合計画策定会議等設置要綱について
- ・総合計画(基本計画等)の見直しの基本方針(案)について
- ・原案検討部会(仮称)員の推薦について

○平成17年8月9日(火)

第2回総合計画策定会議

(会議内容)

- ・新総合計画のフォローアップ(案)について

○平成17年10月17日(月)

第3回総合計画策定会議

(会議内容)

- ・新総合計画基本計画見直し骨子(案)について

○平成17年12月12日(月)

第4回総合計画策定会議

(会議内容)

- ・パブリックコメントの結果及び地域審議会の意見等の概要について
- ・総合計画基本計画(案)について

○平成18年3月31日(金)

第5回総合計画策定会議

(会議内容)

- ・新総合計画第2次基本計画(案)について
(政策評価制度、施策推進のための主な事業)

久留米市総合計画策定委員会開催状況

(委員：28名)

○平成17年6月8日(水)

第1回総合計画策定委員会

(会議内容)

- ・総合計画(基本計画等)の見直しについて
- ・久留米市総合計画策定会議等設置要綱について

○平成17年8月8日(月)

第2回総合計画策定委員会

(会議内容)

- ・新総合計画のフォローアップ(案)について

○平成17年10月14日(金)

第3回総合計画策定委員会

(会議内容)

- ・新総合計画基本計画見直し骨子(案)について

○平成17年12月9日(金)

第4回総合計画策定委員会

(会議内容)

- ・パブリックコメントの結果及び地域審議会の意見等の概要について
- ・総合計画基本計画(案)について

久留米市総合計画策定庁内組織図

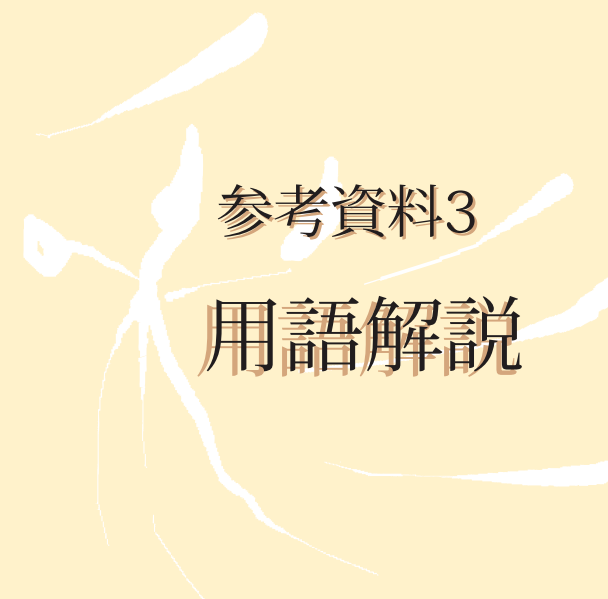
総合計画策定会議	
<p>〔所掌事務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げる事務の審議及び総合調整 ◆総合計画第2次基本計画の原案の策定に関すること ◆総合計画第2次基本計画の策定に係る基本的な方針に関すること ◆その他総合計画第2次基本計画策定に関し必要な事項に関すること 	<p>〔構成員〕</p> <p>会長 江藤市長 副会長 坂本助役 柴田助役</p> <p>委員 収入役、企業管理者、教育長、部長級（計 26名）</p>



総合計画策定委員会	
<p>〔所掌事務〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆策定会議に付議する事項のほか、策定会議の所掌する事務の円滑な処理 	<p>〔構成員〕</p> <p>会長 企画財政部長 副会長 総務部長</p> <p>委員 次長級、地域政策課長など（計 28名）</p>



「地力と風格のある都市久留米」部会	「市民一人ひとりが輝く都市久留米」部会	「誇りがもてる美しい都市久留米」部会	策定部会
<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画見直しに向けた提言作成（都市像「地力と風格のある都市久留米」）に関すること ●都市像「地力と風格のある都市久留米」のフォローアップに関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画見直しに向けた提言作成（都市像「市民一人ひとりが輝く都市久留米」）に関すること ●都市像「市民一人ひとりが輝く都市久留米」のフォローアップに関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画見直しに向けた提言作成（都市像「誇りがもてる美しい都市久留米」）に関すること ●都市像「誇りがもてる美しい都市久留米」のフォローアップに関すること 	<p>事務分掌</p>



参考資料3 用語解説

用語解説

ア行

ISO14001	国際標準化機構 (ISO) が制定している環境に関する国際規格。14001は環境マネジメントシステムについての規格で、環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、行動計画実行、管理体制の整備と監査・是正を継続することが規定されている。
アイデンティティ	ある地域や個人が持っている特徴・個性。独自性。
アウトソーシング	業務を外注すること。
アクセス	目的地までの交通手段や経路。交通の利便性。
アグリビジネス	農業関連産業。農林水産業が生産分野だけでなく加工・流通・情報・交流分野に進出して企業化すること。
アプリケーション	パソコン上で使うソフトウェア (プログラム)。
アメニティ	快適さ、便利さ。
インキュベーター	企業家精神を持つ実業家に、場所・人材・資金・コンサルティングなどを提供して企業の発足を助ける施設や機関。孵化器の意。
イントラネット	インターネットの環境を、情報の共有化に利用した組織内ネットワーク。
インフラ	インフラストラクチャーの略。都市における生活や経済活動を支える基盤となる施設で、道路、鉄道、港湾施設、上下水道などのこと。
NPO	NPO (Non-profit Organization) は、民間非営利組織と訳される。利潤追求、利益配分を行わず、自主的・自発的に公共的な活動を行う民間組織・団体。

カ行

クラスター	本来は花やぶどう等の房の意味で、同種類の人やものの集まりを表す。
グリーンツーリズム	都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。
クリーンパートナー制度	市民と行政が協働して公共施設の環境美化に取り組むボランティア制度。
グローバル化	人や物の交流や情報の流れが国境を越えて地球規模で拡大すること。
クロスロード	十字路。交差点。
ケアシステム	介護や生活支援を必要とする人に対して、一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせ提供する仕組み。
ケアマネジャー	介護支援専門員。要介護者等からの相談やその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者。
景観緑三法	良好な景観を「国民共有財産」として位置付け、景観を前面に掲げたわが国初めての法律。「景観法」「景観法の整備等に関する法律」「都市緑地保全法改正」の三つの法律からなる。
コーディネート	調和を考えて組み合わせること。調整すること。
コミュニティ	一定の地域の中での帰属意識を共有する人々の集団。地域社会、共同生活体。
コンベンション	学会、会議、大会など、特定の目的で多数の人が集まること。

サ行

三位一体の改革	地方分権を進めるために、国と地方の税財政を見直す改革で、①国庫補助金負担金の廃止・縮減、②地方交付税の見直し、③地方への税源移譲、の三つを一体で行うもの。
シーズ	「種 (Seeds)」という意味であり、ここでは大学や研究機関などの研究成果である新技術・材料・サービスのことで事業化の可能性があるものをいう。
指定管理者	地方公共団体に代わり、公共施設の管理運営業務全般を行う者をいう。民間の持つ専門性やノウハウを公共施設に活用することで、住民サービスの向上、行政コストの削減を図るため導入された「指定管理者制度」に基づくもの。
シティ・セールス	まちを豊かにしていくために、まちの魅力などを外部に効果的にアピールすることで、様々な価値 (人、お金、物、情報等) をまちに取り込んでいく活動。
集落営農	集落内の複数の農家が協定を結び、農地や機械・施設の共同購入・利用や作業の分担など、共同・組織化した生産活動を行うこと。
食育	心身の健康の基本となる食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚える等の力をつけることを目指す。
ストック	貯え、資本・財貨の蓄積。
スローフード	「ファストフード」の対義語。画一化された食品、食生活でなく、その土地土地の風土にあった「食」を大切にしようとする運動。伝統的な食材や料理、有機農法による安全な食材、手間ひまかけた料理などを指す。
成年後見制度	精神上の障害により判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で支援する制度。
セクシュアルハラスメント	性的いやがらせ。特に、職場などで女性に対して行われる性的、差別的な言動のこと。セクハラ。

タ行

ダイオキシン	有機塩素化合物の一種で、比較的低温でゴミを焼却した場合などに発生しやすい。毒性が強く、自然界で分解しにくい。
団塊の世代	昭和22年～昭和24年ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。食料の安全性と安定供給を図り、生産者と消費者と相互理解を深める取組。
中核市	地方自治法に基づく、地域の中核的都市機能を備えた都市で、人口30万人以上 (人口50万人未満の場合は面積100km ² 以上) を要件とする。指定を受けると、保健衛生や福祉など市民に身近な権限が都道府県より移譲される。
TMO	タウンマネジメント機関 (Town Management Organization) の略。中心市街地に関わる様々な組織の調整の場となり、中心市街地の活性化・維持のための活動を総合的に企画・調整し、その実現を図るための機関。

デイサービス	地域の在宅要介護高齢者や障害者を対象として、日帰りで入浴、給食、介護、送迎などを行うこと。
道州制	現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積規模を持つ広域行政体をつくり、自立のための権限を与える制度。
ドメスティックバイオレンス	配偶者や恋人など親密な関係で、一方が他者を支配するための身体的、性的、経済的、精神的な暴力や差別。
鳥インフルエンザ	A型インフルエンザが感染して起きる鳥の病気。ウイルスが突然変異して人間に感染し大流行することが懸念されている。

ナ行

ニート	NEET(Not in Employment, Education or Training)。無職の若者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない(就こうとしない)人。
認知症	正常であった脳の知的な働きが、後天的ないろいろな病気によって、持続的に低下する状態。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、農業の担い手として市町村が認定した農業者。
ネットワーク	それぞれが相互につながる網状の組織形態。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者などハンディキャップのある人を特別視することなく、そうした人々に対して配慮しながら、地域社会の中でともに普通の生活ができるような社会が当たり前とする考え方。

ハ行

ハートビル法	デパート、ホテル、劇場等の不特定多数が利用する建築物に対し、出入口、階段、トイレ等の設計に、高齢者や障害者がスムーズに使えるように配慮する努力義務を定めた法律。
バイオ(テクノロジー)	生物の機能を工学的に応用し、有用物質の生産や環境浄化などを行う技術。
バイオクラスター	相互に関連したバイオ関連企業および研究機関が集積した地域のこと。
バイオマス	エネルギー源または科学・工業原料として利用される生物体。また、生物体をそのように利用すること。
パブリックコメント	公衆の意見。行政が政策、制度等を決定する際に、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。
バリアフリー	高齢者や身体に障害を持つ人等の日常生活の妨げになる物理的な障壁、人の自由な行動を妨げる障壁がないこと。また、その障壁を取り除くこと。
BSE	「牛海綿状脳症(Bovine Spongiform Encephalopathy)」のこと。牛の脳の組織がスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す神経系の疾病。BSEに感染した牛の特定部位を人が食べることにより、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病への感染が懸念されている。

PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(Private Finance Initiative)の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び、技術的能力を活用する手法。
プライマリーバランス	国や地方公共団体の財政における収支の均衡状態のこと。過去の公債の元利払いを除いた歳出が、新たな借金(公債の発行など)をしなくても税収などでまかなえる状態であれば「プライマリーバランスの均衡がとれている」こととなる。
ベンチャービジネス	高度な知識や新技術を軸に、革新的・創造的な経営を展開している小企業。
ポテンシャル	潜在能力。可能性。
ほとめき	筑後の方言で、おもてなしの意味。

マ行

モビリティ	(場所や職業などの)可動性。移動性。
-------	--------------------

ヤ行

ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者、妊婦、子どもなどできる限りすべての人に利用可能であるように、製品、建物、空間をデザインすること。
容器包装リサイクル法	家庭などから排出されるごみの中で、容積の割合が大きい容器包装廃棄物について、その排出抑制やリサイクルを推進するために制定された法律。

ラ行

ライフステージ	人間の一生において、年齢に伴って変化する生活段階のことで、幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けられる。
ライフライン	電気、水道、ガス、電話など日常生活に必要な不可欠な施設、設備。生命線。
療育	障害児などが健全に育つための援助の一つで、社会の中で、できるだけ自分で状況判断する力、生活していける力を身に付けるための訓練や教育を行うもの。
ロードサイド型商業	郊外の国道や主要道路の沿線中心に店舗を立地して事業を展開すること。

久留米市新総合計画 [第2次基本計画]

発行者／久留米市

発行／平成18年3月

企画編集／久留米市企画財政部企画調整課

〒830-8520久留米市城南町15番地3

TEL (0942) 30-9112 FAX (0942) 30-9703

ホームページアドレス

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

制作・印刷／(株) ジャパンインターナショナル総合研究所
